

# 第1章

## 物品貿易の諸論点

我が国がこれまで締結してきた経済連携協定は、その包括性に特色があり、物品貿易に関する規定だけでも、関税撤廃の約束の他に、産品の国籍を決定する基準や手続を定める原産地規則、アンチ・ダンピングに

ついての規律、基準認証、EPA/FTA による自由化の安全弁としての二国間セーフガード等に関する規定が設けられている。

### < 関税 >

EPA/FTA においては、通常、物品貿易の自由化約束として、相手国産品に対する関税の、協定発効時の即時撤廃や、実行関税率からの一定年数による段階的撤廃等が規定される。工業製品の生産が往々にして国境をまたぐサプライチェーンによって行われることが多い今日、国内関係者は我が国が締結した EPA/FTA における関税撤廃及び削減に関する理解を深めることに加え、他国の EPA/FTA における関税撤廃及び削減について理解を深めておくことが重要である。なお、EPA/FTA における関税撤廃に関しては、域内の関税を実質上のすべての貿易について妥当な期間内に廃止しなくてはならない等の、GATT 第 24 条の規律が課されている。

(GATT 第 24 条の規律については、第 II 部第 16 章を参照)。

#### (1) 関税撤廃の方式

各 EPA/FTA において、関税撤廃の方式は、品目ごとに、撤廃期間、撤廃の基準となる税率(ベースレート)、撤廃の方法によって決定される。これらは、一般的に「譲許表 (Tariff Schedule) 」と呼ばれる協定本体の附属書 (Annex) 及び注釈において規定される。

#### ①関税撤廃期間

##### (a) 先進国間、先進国・開発途上国間の地域貿易協定

先進国間、先進国・開発途上国間の EPA/FTA では、2001 年発効のシンガポール・NZ 協定のように全品目について協定発効時に関税を即時撤廃するような例もあるが、多くの場合、最短で即時撤廃、GATT 第 24 条の解釈に関する了解において「妥当な期間」とされる 10 年間での関税撤廃とし、さらに 3 年、5 年、7 年等の中間的な関税撤廃期間を設けることが多い。

##### (b) 開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間の EPA/FTA では、授權条項 (本報告書第 II 部第 1 章 最恵国待遇 (b) 授權条項参照) を根拠に、一般的に長期間で関税撤廃されることが多い。例えば、2005 年に物品貿易協定が発効した中国 ASEAN 協定 (※一部品目については、2004 年からアーリーハーベスト (early harvest) (後述) を実施) では、中国及び ASEAN 原加盟国については、原則 4 年 (関税率 10% 未満) 又は 5 年 (関税率 10% 以上)、一部の品目については 7 年で関税撤廃するとし、CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) については原則 10 年、一部の品目については 13 年となっている。なお、CLMV の 10 年超の関税撤廃品目は各国品目数の約 4.8% まで認められている。1993 年発効の AFTA については、ASEAN

原加盟国と CLMV で具体的な年数が異なり、原加盟国は 2010 年までに、CLMV は 2015 年（一部例外は 2018 年）までに関税撤廃を実現することとしている。また、関税削減・撤廃品目の関税率 0～5% の実現については、原加盟国は 2003 年に（2002 年には一部例外を認めたくえで 0～5%）、CLMV は 2010 年まで（ベトナム：2006 年、ミャンマー・ラオス：2008 年、カンボジア：2010 年）に実現することとしている。

### ②撤廃の基準となる税率（ベースレート）

ベースレートは通常、交渉時の実行最恵国（MFN：Most-Favoured-Nation）税率が適用される。ただし、ベースレートを交渉当時の MFN 税率としない例も存在する。例えば、これまでの日本の EPA において、相手国が一般特惠制度（GSP：Generalized System of Preferences）適用国の場合、GSP 税率適用品目については、一部の例外を除き、GSP 税率をベースレートとしている（これらの品目は、EPA 発効後、原則として GSP 適用の対象外となる）。また、品目のセンシティブリティをベースレートに反映させる例も存在する。日 ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）や日ベトナム EPA において、ベトナムは、一部の鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品、化学品などについて、各産業における投資の呼び込み・投資計画の保護の重要性を主張し、WTO 譲許税率を超えない範囲で、MFN 税率よりも高い税率をベースレートとしている。なお、EPA/FTA は二国間又は多国間での特惠関係であるが、EPA/FTA 締結国が MFN 税率を自主的に下げたことにより、品目によっては MFN 税率が EPA/FTA 特惠税率よりも低くなる場合が発生する（税率逆転現象）。こうした場合を想定し、我が国が締結する EPA/FTA では、MFN 税率が EPA/FTA 特惠税率より低い場合に EPA 税率は MFN 税率と同じ税率になると規定しているものもある。（日豪 EPA 第 2.4 条第 4 項等）。一方、EPA/FTA は特惠関係であるから EPA/FTA 特惠税率は MFN 税率より常に低いものであるべきとの考えに基づいて、例えば、EU チリ FTA やシンガポール・インド FTA においては、MFN 税率が引き下げられた場合、その MFN 税率を新たなベースレートとして同様の法則に従い撤廃する税率を新たな EPA/FTA 特惠税率とする方法が採用されている。

### ③撤廃の方法

関税撤廃の方法としては、①協定発効時に関税を即時撤廃する方法、②段階的に均等に関税を引き下げ撤

廃する方法が基本的に適用される。但し、①及び②以外の関税撤廃方法については③ベースレートから数年間または関税撤廃期限まで据え置いた上で関税撤廃する等の猶予期間を設ける方法（米韓 FTA における米国側乗用車等）、④初年度に大幅に関税を引き下げ、その後段階的に関税を引き下げ撤廃する方法（豪タイ協定のタイ側自動車等）等、関税の引き下げ方が均等でない方法も存在する。関税撤廃方式の適用について、多くの地域貿易協定においては一般的に、品目ごとのセンシティブリティに応じて関税撤廃方法及び期間を定めている。例えば、NAFTA において原則として即時撤廃、4 年、9 年、14 年という関税撤廃期間のカテゴリーを定め、品目ごとにカテゴリーを決めるとともに、さらに原則の例外となる品目については個別に関税撤廃の方法を定めている。一方で、ベースレートによって撤廃期間及び撤廃方法を機械的に定める場合があり、例えば、豪 NZFTA では、ベースレート 5% を超えるものは 5 年以内に撤廃、5% 以下のものは即時撤廃を規定し、中国 ASEAN FTA ではベースレートに応じて 5 分類（中国及び ASEAN 原加盟国）の関税撤廃方式を規定している。また、開発途上国間の地域貿易協定特有の方式として部分的に関税撤廃及び削減を先行させるアーリーハーベスト方式がある。例えば、インド・タイ FTA においては、家電製品や自動車部品等 82 品目について 2004 年 9 月からアーリーハーベストを実施し、既に関税が撤廃されている。また台湾・中国の海峡兩岸経済協力枠組協議（ECFA）においても石油化学製品や機械、繊維製品等 806 品目（中国側 539 品目、台湾側 267 品目）について、2011 年 1 月から 2013 年 1 月までにアーリーハーベスト方式での関税撤廃を実施した。

また、サービス分野ではよく見られる最恵国待遇を関税率について約束している例が存在する。米ペルー FTA では、同 FTA の交渉妥結以降（2005 年 12 月）にペルーが、牛肉、豚肉、ミルク、バター、調整食料品などの農林水産分野の一部の品目について、米国に約束した特惠税率よりも低い関税率を第三国との EPA/FTA において約束した場合、その特惠税率が自動的に米国に対しても適用されることを規定している。

関税撤廃の例外品目としては、①関税撤廃は行わず、関税引き下げのみを行う品目、②関税割当枠にのみ関税撤廃又は削減を行う品目、③協定発効時には関税撤廃又は削減の対象外であるが、明示的に将来の再協議の対象としての約束をしている品目（再協議品目）、

④新規関税の導入及び関税引き上げの禁止（スタンダードスタイル）を約束している品目、⑤協定上何ら上記①～④を約束しない品目（除外品目）に大別される。

## （2）その他の関連規定

### 輸出税

輸出税（※第Ⅱ部第3章〈参考〉コラム：「資源・エネルギーとWTOルール」参照）に関しては、GATT第

11条第1項が関税その他の課徴金を明示的に除外していることから、WTO協定による規律は基本的に及んでいないと考えられる。しかし、輸出税が貿易歪曲効果を有することから、日本のEPAでは、WTOプラスの高い規律を目指し、例えば日シンガポールEPA、日ペルーEPA、日豪EPAなどでは、輸出税を撤廃する旨を規定している。また、日フィリピンEPA（第20条）では、両国が輸出税を撤廃するために最善の努力をする旨を規定している。

## ＜原産地規則＞

### （1）ルールの背景

原産地規則は、国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられるルールであり、WTO協定税率の適用や貿易統計の作成等に用いられる非特惠原産地規則と特定の国の産品に関税上の特惠待遇を与えるため（例えば、一般特惠関税制度に基づく特惠税率の適用やEPA/FTAに基づくEPA/FTA特惠税率の適用）に用いられる特惠原産地規則に大別される。

非特惠原産地規則はWTO原産地規則協定において規律が定められ、各国が独自に策定している一方、現在、それらの調和作業が進められている（詳しくは、第Ⅱ部第10章原産地規則参照）。特惠原産地規則は、産品が関税上の特惠待遇の対象となる特定の国の原産品であることの認定を行うことにより、それ以外の第三国で実質的に生産された産品が、締約国を経由して輸入される場合（「迂回輸入」）にまで、関税上の特惠待遇を付与しないことを主な目的として制定されている。

### （2）法的規律の概要

EPA/FTAにおける原産地規則は、一般的に、①原産地規則、②原産地証明手続の2つから構成される。

#### ①原産地規則

原産地規則は、大別すると（a）産品の原産地を認定する「原産地認定基準」と、（b）当該認定を行う上での補助・救済を行う「救済規定」、（c）第三国からの迂回輸入の防止規定から構成される。

#### （a）原産地認定基準

原産地認定基準として採用されるものとしては、次のようなものがある。

##### （i）完全生産品

締約国領域内で完全に生産された産品（例えば、締約国内で生まれ、かつ、飼育された家畜や締約国内で採掘された鉱石等）。

##### （ii）原産材料のみからなる産品

原産材料（原産地認定基準(i)～(iii)いずれかの条件を満たす材料）のみを用いて、締約国領域内で生産された産品。

##### （iii）実質的変更基準を満たす産品

非原産材料を用いて生産され、かつ、実質的変更基準（当該産品に原産資格を付与するのに十分な「実質的な生産・加工作業」の内容）を満たした産品。実質的変更基準は、次の3基準を用いて、品目毎に「品目別規則（PSR: Product Specific Rules）」として記述するのが一般的である。また3基準による認定方法の詳細についても、EPA/FTA毎に規定される。

#### （ア）関税分類変更基準（CTC rule: Change in Tariff Classification rule）

締約国領域内での加工を通じて、非原産材料の関税分類番号と異なる関税分類番号の産品が得られた場合に、実質的変更基準が満たされたとみなし、当該産品に原産資格を付与するルールである。求められる実質的変更の度合いは産品毎に関税分類番号の桁数で指定

される。具体的には、関税分類番号の上 2 桁 (類) の変更 (CC : Change in Chapters)、上 4 桁 (項) の変更 (CTH : Change in Tariff Headings)、上 6 桁 (号) の変更 (CTSH : Change in Tariff Sub-Headings) のいずれかを満たすことが求められる。

(イ) 付加価値基準 (RVC rule : Regional Value Content rule)

締約国領域内において実施された調達、加工等の作業に伴って形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値 (閾値) を超えた場合に、実質的変更基準が満たされたとみなし、当該産品に原産資格を付与するルールである。閾値が高いほど原産資格取得の困難度の高いルールとなる。

(ウ) 加工工程基準 (SP rule : Specific Process rule)

締約国領域内で特定の加工が実施された場合に実質的変更基準が満たされたとみなし、当該産品に原産資格を付与するルールである。関税分類番号の変更では表現できない工程を具体的にルールとして記述するのが特徴である。化学製品や繊維製品、半導体等に適用されていることがある。

(b) 救済規定

原産資格の取得を容易にするため、各種救済規定が設けられている。主な救済規定は、下記のとおりである。

(i) 累積

関税分類変更基準、付加価値基準双方に適用される救済規定であり、EPA/FTA 相手締約国の原産部品・材料を輸入して他の産品の生産に使用する場合、これを自国の原産品たる部品・材料とみなすもの。また、一部の EPA/FTA では、上記の原産部品・材料の累積に加え、EPA/FTA 相手締約国において行われた生産を、自国において行われた生産とみなす生産行為の累積が規定されている。自国貿易を増やし、ひいては域内貿易を促進する効果や、締約国間の分業を促進する効果がある。

(ii) ロールアップ

産品の付加価値を計算する際、一次材料が原産資格を有している場合、当該一次材料中の非原産部分の価

額についても原産材料の価額として含めることができる規定である。

(iii) トレーシング

産品の付加価値を計算する際、一次材料が非原産材料の場合、非原産材料の価額から、当該一次材料中の原産部分の価額を除外することを許容する規定であり、また、原産材料の価額に、当該一次材料中の原産部分の価額を加算することを可能とする規定である。

(iv) デミニマス (僅少の非原産材料)

産品の品目別規則 (PSR) が関税分類変更基準による場合であって、非原産材料を用いて産品を生産したものの、所要の PSR を満たすほどの関税分類の変更が生じず、原産資格を取得できない場合、当該非原産材料の価額又は重量が産品の価額又は重量の一定割合以下であれば原産資格を付与する規定。つまり、僅少の非原産材料は原産地の認定にあたって無視してもよいとの規定である。

(c) 第三国からの迂回輸入の防止規定

(i) 原産資格を付与しない軽微な加工に関する規定

仮に、ある産品が形式的には所要の PSR を満たした場合であっても、締約国内で実質的な生産・加工作業が行われていない場合、これを原産品とは認めない趣旨を記述した規定である。

(ii) 積送基準

輸出締約国から輸入締約国に産品を直接輸送することを求めるとともに、物流・運搬の事情等により、仮に EPA/FTA 締約国以外の第三国へ寄港しても、積み替え、産品の保存等の一定の軽微な作業では原産性が失われないことを定めた規定である。

② 原産地証明手続

世界の EPA/FTA における特恵原産地証明制度は、主に、第三者証明制度と自己申告制度の 2 つの制度に大別できる。また、自己申告制度は、義務や罰則の対象 (主体) に着目すれば、認定輸出者による自己証明制度、輸出者等による自己申告制度、輸入者による自己申告制度の 3 つに分類することができる。

**(a) 第三者証明制度**

輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して原産地証明書を発給する制度。日本が締結している多くの EPA や AFTA (ASEAN Free Trade Area, ASEAN 加盟 10 カ国間の自由貿易協定) 等において導入されている。

**《特徴》**

- ・証明書を受給した者に対する義務(文書保管義務等)や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

**(b) 自己申告制度****(i) 認定輸出者による自己証明制度**

輸出締約国当局によって認定された者が自ら原産地申告(原産地証明書)を作成。主に EU 等において導入されており、また、日本においても、2009年9月に発効した日スイス EPA、2012年3月に発効した日ペルー EPA 及び 2012年4月に発効した改正日メキシコ EPA において導入されている。

**《特徴》**

- ・原産地申告(原産地証明書)を作成する認定輸出者に対する義務(文書保管義務等)や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

**(ii) 輸出者等による自己申告制度**

輸出締約国内に所在する輸出者等(要件を国内法令で規定することが一般的)が証明書を作成。NAFTA、韓国・チリ FTA、豪州・チリ FTA、米国・韓国 FTA 等で導入されている。日本においても、2015年1月に発効した日豪 EPA、2016年2月に署名された TPP 協定、2017年7月に大枠合意に至った日 EU・EPA において導入されている。

**《特徴》**

- ・原産地証明書を作成する輸出者等に対する義務(文書保管義務等)や適切な罰則等を輸出締約国当局が措置。

**(iii) 輸入者による自己申告制度**

輸入者が証明書を作成。米国・豪州 FTA、米国・韓国 FTA 等で導入されている。日本においても、2015年1月に発効した日豪 EPA、2016年2月に署名された TPP、2017年7月に大枠合意に至った日 EU・EPA において導

入されている。

**《特徴》**

- ・原産地証明の作成主体は輸入者であり、当該者に対して輸入締約国当局が義務(文書保管義務等)や適切な罰則等を措置。
- ・産品が原産品であるかの確認は基本的に輸入締約国税関当局が輸入者に対して実施。

**(3) 我が国及び世界の EPA/FTA 原産地規則****①我が国の EPA/FTA 原産地規則**

我が国がこれまでに締結した EPA の原産地規則の概要については、不公正貿易報告書 2017 年版 678 頁以降を参照。以下には、2017 年版から記載内容の更新があったもののみ記載する。

**(i) 日シンガポール EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 590 頁参照」

**(ii) 日メキシコ EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(iii) 日マレーシア EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 590～591 頁参照」

**(iv) 日フィリピン EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(v) 日チリ EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(vi) 日タイ EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(vii) 日ブルネイ EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(viii) 日インドネシア EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(ix) 日 ASEAN・EPA**

「不公正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(x) 日ベトナム EPA**

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(xi) 日スイス EPA**

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(xii) 日インド EPA**

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(xiii) 日ペルー EPA**

「不正貿易報告書 2017 年版 591 頁参照」

**(xiv) 日豪 EPA**

「不正貿易報告書 2017 年版 591～592 頁参照」

**(xv) 日モンゴル EPA**

「不正貿易報告書 2017 年版 592 頁参照」

**(xvi) TPP**

「不正貿易報告書 2017 年版 592 頁参照」

**(xvii) TPP11 (国会承認前)**

ルールは TPP と同様

**②世界の EPA/FTA 原産地規則**

世界には既に、大別して下記の 3 つの EPA/FTA 原産地規則の類型（米国が採用する米州型、EU が採用する欧州型、アジア地域諸国の採用するアジア型）が存在している。

**(a) 米州型**

関税分類変更基準をベースに、重要な品目については付加価値基準を導入している。付加価値の算出方法については、「ネットコスト方式」により、より精密な原産資格の計算を要求している部分もある。証明方法は自己申告型を採用している（NAFTA 原産地規則の詳細については、コラム参照）。

**(b) 欧州型**

EEA (European Economic Area、EU 加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを結ぶ地域経済協定) 協定の加工工程基準、付加価値基準がベースとなっている。証明方法は認定輸出者型と第三者証明の併用が基本となっている。

**(c) アジア型**

ASEAN における共通市場の創設と地域の生産拠点化を進めるために更なる貿易円滑化等を進めるべく、2010 年 5 月に AFTA (ASEAN Free Trade Area、ASEAN 加盟 10 か国間の自由貿易協定) の共通効果特惠関税 (CEPT) に代わる ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA : ASEAN Trade in Goods Agreement) が発効した。ATIGA を利用する際の原産地規則については、付加価値基準か関税分類変更基準のどちらかを選択する方式 (Co-equal) を採用している。証明制度は、AFTA に代表されるとおり、第三者証明を採用している国が多いが、協定によっては認定輸出者自己証明制度等の自己申告型を採用している国も存在。

---

## ＜AD、相殺措置＞

---

**(1) ルールの背景**

近年、FTA の締結にあたり、WTO 協定上認められているアンチ・ダンピング (AD) 措置をはじめとする貿易救済措置の域内相互不適用や、AD 協定に付加する形での規律強化を盛り込む例が見られる。1990 年代以降こうした規定が FTA に盛り込まれるようになった背景には、貿易救済措置の濫用によって FTA 締結国間における市場アクセス向上の成果が阻害されることを避ける

ことや、FTA 締結国間共通の競争政策をもって AD 措置と代替させることにより、地域・二国間の自由貿易を更に促進させるといった狙いがある。

**(2) WTO 協定との関係**

EPA/FTA 協定における AD 措置の不適用は、関税の全廃など物の貿易に関する市場の同一化、自由貿易の確立が前提であり、WTO の目的には整合的である。他方、

AD 措置の不適用までは至らないが、AD の手続面及び実体面における規律の強化（WTO プラスの規律）については、WTO の AD ルール交渉において、規律強化を目指してなされている提案との重なりも見られ、AD 協定の規律強化を二国間で先取りしていると評価することも可能である。その一方で、AD 調査や措置の発動に際し、FTA 締結国との関係でのみ WTO プラスの規律で特別に扱うことは、その内容によっては、GATT の最恵国待遇原則に抵触する可能性があるとの指摘もある。

### （3）法的規律の概要

1990 年代以降、その内容は多様化し、変遷しているが、FTA における AD 措置の規定は大きく以下の 3 つの類型に分けられる（相殺関税措置の規定についてもこれに準ずる。）。

#### ①WTO・AD 協定上の権利及び義務を確認するもの

FTA 協定の中で、明示的に WTO・AD 協定上の権利・義務を確認する規定があるもののほか、FTA の総則の中で、GATT 上の権利行使を妨げないと規定する結果として、実体上、域内でも WTO 上の AD 規律の適用をそのまま認めているものがある。日シンガポール EPA 等、多くの FTA がこの類型にあてはまる。

#### ②WTO・AD 協定よりも規律を強化するもの

最近締結された FTA などでは、WTO プラスの AD 規律を導入している。例えば、NZ・シンガポール FTA では、①AD 税を賦課することができないとする僅少マージン（デミニマス）を輸出価格の 2%から 5%へ引き上げ（第 9 条 1（a））、②上記①は新規調査事案のみならずレビューにも適用する（同（b））、③無視できるダンピング輸入量を 3%でなく 5%とし、輸入量が 5%を下回る場合には、調査は直ちに終了する（同（c））、④上記③の、無視できるダンピング輸入数量を決定する調査対象期間を、通常少なくとも 12 か月とする（同（d））、⑤AD 税賦課の期間を原則として 5 年から 3 年に短縮する（同（e））、などの点において規律強化が図られた。

また、韓国インド貿易協定においては、レッサー・デューティー・ルールの適用（AD 課税決定の際、ダンピング・マージンと等価な税率を課さなくても国内産業への損害を除去できる場合は、当該損害の除去に十分な程度の税率（ダンピング・マージンよりも低い税

率）を適用することの義務化）（第 2.17 条）、ゼロイング（「第 I 部第 2 章 米国 アンチ・ダンピング」参照）の禁止（第 2.18 条）や措置撤廃後 1 年以内の再調査の禁止（第 2.19 条）が規定されるなど、WTO・AD 協定よりも規律強化が図られている。

こうした実体的な規律強化とは別に、手続的な規律強化を定める FTA の例もある。例えば、EU 韓国 FTA（KOREUFTA）のように申請書を受領した当局が調査開始 15 日前に相手国に通知すること、米韓 FTA（KORUSFTA）のように措置を適用する前に相手国政府との事前協議の機会を持つこと、タイ豪州 FTA（TAFTA）のように AD 課税よりも価格約束の受入れを優先するよう配慮すること等の規定が挙げられる。

#### ③協定締結国間での AD 措置の不適用を規定するもの

1990 年に豪州 NZ 経済協力協定（ANZCERTA）では、二国間の貿易関係における AD 措置の適用を終了させる一方で、国内競争法を改正整備して AD 措置を廃止することとし、AD 措置を相互不適用とした。また、カナダ・チリ FTA においては、2003 年以降、域内貿易に対する AD 措置を撤廃することとしつつ（第 M-01～03 条）、これにより想定外の状況が生じた場合の一定の協議事項を規定している（第 M-04 条）。

もともと、上記のうち、AD 措置の相互不適用を定める FTA は極めて例外的である。大部分の FTA は、締結国間での WTO 協定上の権利・義務を確認しており、市場アクセスの拡大に伴うダンピングの発生・拡大や違法な補助金の供与による「国内産業への損害」に対応する措置として、AD 措置及び相殺関税措置の発動を認めている。

### （4）我が国の EPA/FTA における AD 規律の概要

我が国がこれまで締結した EPA において、WTO プラスの規律が盛り込まれたのは日インド EPA のみであり、その他の EPA では WTO 協定上の権利・義務を確認する（域内での WTO 協定に整合的な AD 措置の適用を認める）のみである（図表 III - 1-2 参照）。

平成 23 年 8 月に発効した日インド EPA では、AD 措置の手続面に関する WTO プラスの規律として、調査開始を求める申請書を受領した当事国が調査開始の少なくとも 10 執務日前までに相手国に対して申請の受領を通知し、申請書の全文提供を行うことを義務付けた

規定（第 24 条）が盛り込まれた。これは我が国にとって、EPA において AD 措置に関する具体的に強化した初の例といえる。

2016 年 2 月に署名された TPP では、AD/CVD について、WTO 協定上の権利義務が確認されたほか、透明性及び適正な手続を促進する運用として、調査過程等に

おける具体的手続が義務的な形ではないが、挙げられている。これらの規定は、締約国の権利義務を定めるものではないが、透明性を促進する運用が共有されることにより、各締約国による AD 措置・CVD 措置の濫用を抑制する効果が期待される。

<図表 III-1-2>我が国の発効済み・署名済み EPA/FTA の AD、相殺措置に関する規定概要

我が国のEPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
日・シンガポール	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（前文）、域内適用可能（第14条5（b））	
日・メキシコ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第167条）、域内適用可能（第11条（b））	
日・マレーシア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））	
日・フィリピン	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第18条4（b））	
日・チリ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第3条）、域内適用可能（第28条（d）（ii））	
日・タイ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第15条（b）（ii））	
日・ブルネイ	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日・インドネシア	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第20条4（b））	
日・ASEAN（AJCEP）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第10条1）、域内適用可能（第13条（a）（ii））	
日・ベトナム	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日・スイス	調査開始前の速やかな通知、要請に基づく協議の可能性の検討、WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、域内適用可能（第11条（c）（ii））	WTO協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、域内適用可能（第11条（c）（ii））
日・インド	WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii）） 調査開始前の通知及び申請書全文提供、通知を受けた締約国は輸出者等に通報可（第24条）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））
日・ペルー	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2条1）、域内適用可能（第18条（e）（ii））	



我が国のEPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
日・オーストラリア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2.11条）、域内適用可能（第1.2条（f）（ii））	
日・モンゴル	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2.17条）、域内適用可能（第2.1条（f）（ii））	
TPP	WTO協定上の権利及び義務を確認（第6.8条）、附属書6-Aにより透明性及び適正手続を促進する運用を規定	

## <セーフガード>

### （1）ルールの背景

#### ①EPAの二国間セーフガード措置

多くのEPA/FTAでは、当該EPA/FTAによる関税譲許等の自由化に関する義務を負った相手国産品の輸入が急増した場合に関する二国間でのセーフガード（SG）措置を規定している。これは、EPA/FTAに基づく関税の撤廃又は引き下げの結果として輸入が増加することにより、国内産業に重大な損害が生じ又はそのおそれが発生した場合に、緊急措置として、EPA/FTAにおける関税撤廃・削減の約束を一時的に撤回し、GATT上の最恵国関税に戻すことを認めるものであり、当該EPA/FTAに、その発動要件や手続を規定している。二国間SG措置は、EPA/FTAの自由化交渉において、センシティブ品目を含みより多くの品目について関税の削減撤廃を約束するための一種のセーフティバルブ（安全弁）として機能しており、EPA/FTA交渉上重要な項目の1つである。

#### ②二国間セーフガード措置の分類

二国間SG措置は、その内容により、以下の4つに分類することができる。すなわち、（1）主にWTOのSG協定に準拠した内容のもの（米豪、米シンガポール、日シンガポール、日メキシコ、韓シンガポール等）、（2）主にGATT第19条に準拠した内容のもの（AFTA、豪NZ等）、（3）一般的な二国間SG制度を有しないもの（韓チリ等。但し、韓チリには農業についてのSGは存在）、（4）一定の条件の下SG措置の発動を認める欧州型（地域の経済悪化をもたらすような産業への損害がある場合や、経済的、社会的、環境的な問題などが生じた場合にSGの発動を認めるもの）（EFTA、EUメキシコ等）。日本のEPAにおける二国間SG措置はすべ

て、第一の類型のものである。以下、第一の類型に分類される措置を中心に、二国間SG措置の特色と具体例を概観する。

### （2）法的規律の概要

#### ①二国間セーフガード措置の特色

##### （a）関税引き上げ率の制限

二国間SGは、その発動要件において、EPA/FTAに基づく関税の撤廃又は引下げの結果として輸入が増加することを要求するが、EPA/FTA交渉時に予見し難かった事情であることまでは要求しておらずWTOのSG措置とは性格の異なる制度であると考えられる。またWTOのSG協定が関税措置の他に数量制限を認めているのに対し（第5条第1項）、一般的に、EPA/FTAによる二国間SG措置は関税上の措置のみとされていることが多い。また関税の引上げ幅についても、SG協定では特段の定めがないのに対して、二国間SG措置ではEPA/FTAに基づく関税削減の停止、又は関税率を実行MFN税率（二国間SG措置をとる時点における実行MFN税率又は協定発効の前日における実行MFN税率のいずれか低い方の税率）まで引き上げることのみとされることが多い。

以上の特色は、二国間SG措置は、二国間EPA/FTAの貿易自由化に対するセーフティバルブであり、EPA/FTAによって自由化された（関税が引き下げられた）範囲内でのみ認められるべきとの考えに基づくものと考えられる。

##### （b）発動要件及び措置の制限

EPA/FTAが関税及び非関税措置の撤廃により自由貿易地域の設立を目指していることを踏まえ、EPA/FTA

に基づく二国間 SG 措置の規律は WTO の SG 協定よりも規律が強化された内容となっていることが多い。例えば、SG 措置の発動要件を輸入の絶対的増加に限定する規定や、二国間 SG 措置の適用を、FPA/ETA 発効後又は関税撤廃及び削減後の一定の経過期間に制限するもの、また、発動期間の上限を SG 協定上認められた期間より短く設定するもの、更には暫定措置の発動を認めないものなどが存在する。また、我が国の締結した協定ではないものの、SG 措置の適用を禁止する僅少（デミニマス）基準を導入している FTA（例：シンガポール・インド FTA）もある。

#### (i) 発動要件及び措置が制限されている事例

例えば、日シンガポール協定や日チリ協定では、発動要件が輸入の絶対的増加に限られている。また、措置の発動期間については、原則 2 年・最長 4 年（日シンガポール協定）や原則 4 年・最長 5 年（日マレーシア協定）など、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定しているものがある。更に、諸外国の協定のうち、僅少要件を規定している例としては、調査対象産品の輸入が、国内販売による市場シェアの 2% 以下又は総輸入（調査申請前の 12 か月間）の 3% 以下の場合には二国間 SG 措置を執ってはならないとするシンガポール・インド FTA 等が存在する。

#### (ii) 二国間セーフガード措置が撤廃された事例

二国間 SG 措置の適用を経過期間に制限し、実際に

も経過期間終了後、二国間 SG 措置が撤廃されている FTA も存在する。例えば、豪州 NZ 経済協力協定（ANZCERTA）では、移行期間として関税、数量制限、関税割当、輸出インセンティブ、及び貿易機会の発展を妨げる物価安定措置や補助が存続する期間と定められていた。その後、1990 年 7 月の物の貿易の完全自由化とともに移行期間も終了し、二国間 SG 措置は廃止された。

また、我が国の EPA についてみると、2014 年 7 月に署名した日豪 EPA では二国間 SG の適用を経過期間に限定するものとして、初めて「経過的セーフガード制度」が導入されている。

#### ②WTO 協定と EPA 二国間セーフガード措置の関係について

上述のとおり、我が国が締結した EPA において認められる二国間 SG 措置は、EPA/FTA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率まで引き上げることのみを許容しており、原則として、WTO 協定との整合性の問題は発生しないと考えられる（GATT 第 24 条第 8 項の実質上すべての貿易について廃止しなければならない制限的通商規則該当性は議論の余地がある）。なお、我が国の法制度上、EPA/FTA に基づく SG 措置を発動している場合であっても、WTO 協定に基づくセーフガードの発動に特段の制限（EPA/FTA 締結国を SG の対象から除外する等）が加えられることはない。

## < 基準・認証制度 >

### (1) ルールの背景

WTO には、基準認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的なハーモナイゼーションの推進や透明性の確保等を規定した、貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT 協定）がある（詳しくは第 II 部第 11 章参照）。EPA/FTA においても、基本的に、各国の制度上の専門性、地域の特殊性を考慮しつつ、基準認証に関する条項が設けられている。

### (2) 法的規律の概要

基準認証分野は、制度上の専門性、地域の特殊性等の要素が非常に強いため、WTO/TBT（貿易の技術的障害）委員会、APEC/SCSC（基準・適合性小委員会）等の多国間における専門家間の協議を通じて制度的な問題点の共有化を図り、各国と共同歩調をとりながら議論を進めることにより、制度面での透明性及び技術基準等の国際整合性の確保等を図っていくことが適切かつ有効な手段である。また、基準認証制度が国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するという WTO/TBT 協定の目的に沿って、我が

国のこれまでのEPAでは、日インドネシアEPA及び日ブルネイEPAを除き、基準認証分野について次のように規定している。

日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日ASEAN・EPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日豪EPA、日モンゴルEPAは、WTO/TBT協定に基づく権利義務を再確認し、また一部の協定は、強制規格、適合性評価手続及び透明性に関し、WTO/TBT協定に基づく権利義務の再確認を超えるレベルの要素を一部盛り込んでいる。日シンガポールEPAでは、相互承認(MRA)章を設け、電気製品等に関して輸出国側の政府が指定した適合性評価機関が行った輸入国側の基準・手続に基づく適合性評価結果を輸入国側が承認するとしている。日本国内でのMRAの的確な実施を確保するため、MRA法(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律)を制定している。日タイEPA、日フィリピンEPAにおけるMRA章では、輸出国側の輸出国内適合性評価機関を輸入国側の関連法令(我が国は電気用品安全法)に基づいて「輸入国政府が」指定し、当該機関による適合性評価結果を輸入国側が承認する制度を規定している(なお、本章は物品貿易に係る措置・相互承認を扱っているが、「人の移動」に関連する措置である資格の相互認証については、第3章「人の移動」を参照)。

TPPは、WTO/TBT委員会における議論及び3年見直しの成果を広範に取り入れており、従来のEPAよりも包括的かつ高い水準の内容を規定している。透明性を強化する諸規定により、我が国が他の締約国による強制規格等の作成に関する情報を確実に入手し、我が国企業が他の締約国において活動する際の予見可能性が高まることが期待される。各種手続の合理化について規定する条文等も我が国企業の海外展開を後押しする効果があると考えられる。

**①日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日ASEAN・EPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日ペルーEPA**

「不正貿易報告書2017年版600～601頁参照」

**②日シンガポールEPA**

「不正貿易報告書2017年版601頁参照」

**③日タイEPA、日フィリピンEPA**

「不正貿易報告書2017年版602頁参照」

**④日インドEPA**

「不正貿易報告書2017年版602頁参照」

**⑤日豪EPA**

「不正貿易報告書2017年版602～603頁参照」

**⑥日モンゴルEPA**

「不正貿易報告書2017年版603頁参照」

**⑦TPP・TBT章**

2016年2月に署名に至ったTPPでは、第8章に「貿易の技術的障害」章を設けている。従来のEPAと異なり、WTO/TBT協定の主要条文をTPP協定に組込む方式を採用。小委員会を設置し、照会所に相当する「連絡部局」を規定している点は従来型EPAと同じだが、協力及び貿易円滑化、情報交換及び技術的討議といった条文を新設している。主な実体規定として、①関連する国際規格が存在するか否かの判断に当たり、WTO/TBT委員会における2000年の決定(いわゆる「国際規格の6原則」)を適用すること、②他の締約国内の適合性評価機関に対し、認定等を通じて自国の適合性評価機関よりも不利でない待遇を与えること、③強制規格、任意規格及び適合性評価手続の導入に際し、各締約国が利害関係者に意見提出の機会を与え、当該意見を考慮すること等によって他の締約国の者が措置の作成段階に参加することを認めること、④国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合はWTOに通報すること、⑤WTO通報と同時に各締約国に当該通報及び提案を電子的に送信すること、⑥強制規格及び適合性評価手続の導入に際し、他の締約国及び他の締約国の利害関係者が意見を提出する期間を通常60日間とすること、⑦強制規格及び適合性評価手続に関する要件の公表と実施の間に設ける「適当な期間」を通常6ヶ月以上とすること等を規定している。

また、分野別附属書を初めて設置しており、①ワイン及び蒸留酒、②情報通信技術産品、③医薬品、④化粧品、⑤医療機器、⑥あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法、⑦有機産品の7分野に関するルールを附属書に規定している。

**⑧環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)**

上記TPPと同じ